

日本政策金融公庫による資金繰り支援（新型コロナウイルス感染症特別貸付）

令和元年度予備費予算額 **579.0億円** <うち財務省計上 **346.0億円**>

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化を来している中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）の資金繰りを支援するために、出資金により日本政策金融公庫の財務基盤を強化します。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少など業況悪化を来している中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）の資金繰りを支援するために、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を創設します。
- 融資枠を別枠とし、信用力や担保に依らず一律金利にしたうえで、融資後3年間まで0.9%の金利引下げを行い、資金繰り円滑化を支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）の資金繰り円滑化。



事業イメージ



融資対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少した方
 ※業歴3か月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1か月の売上高が過去3か月（最近1か月を含む。）の売上高の平均額に比し5%以上減少していること等。

（※）個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）は、影響に関する定性的な説明でも可とするよう柔軟に運用

貸付限度：中小事業3億円（別枠）、国民事業6千万円（別枠）

貸付利率：当初3年間 基準利率▲0.9%、4年目以降基準利率
 （中小事業1.11%→0.21%、国民事業：1.36%→0.46%）
 （利下げ限度額：中小事業1億円、国民事業3千万円）

貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内

据置期間：5年以内

基準利率：中小事業1.11%、国民事業1.36%
 （令和2年3月2日現在、貸付期間5年の場合）
 ※信用力や担保の有無に関わらず利率は一律

特別利子補給制度（新型コロナウイルス感染症関連）

令和元年度予備費予算額 **47.0億円**

事業の内容

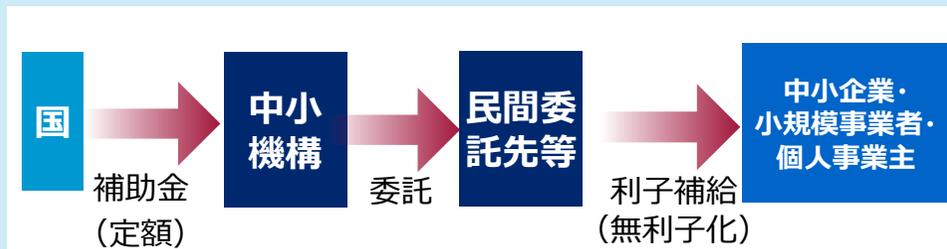
事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症による影響を受け、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きい個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰りの支援を実施します。
- 売上高の減少など一定の要件を満たした中小企業・小規模事業者に対して、借入後3年間の利子補給を実施し、実質無利子化します。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症による影響により、特に経営の安定に支障を生じた中小企業・小規模事業者、個人事業主（事業性のあるフリーランスをふくむ）に対して、資金繰りを支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

中小企業・小規模事業者・個人事業主

①融資申込

②低利融資

日本政策金融公庫等 (新型コロナウイルス感染症特別貸付)

③利子補給金請求

⑧利子補給金支払

⑤実績報告

④実績確認

民間委託先等

⑥補助金支払請求

⑦補助金支払

中小企業基盤整備機構

国

補助金助成

対象要件

- 適用対象：日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付により借入を行った事業者のうち、以下の要件を満たす方
- ①個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）・・・要件無し
 - ②小規模事業者（法人に限る）……………売上高▲15%
 - ③中小企業者（上記①②を除く）……………売上高▲20%

補給対象上限：中小事業1億円、国民事業3千万円、当初3年間

※ 小規模要件：製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

信用保証による資金繰り支援（新型コロナウイルス感染症関連）

令和元年度予備費予算額 **54.0億円** <うち財務省計上 47.0億円>

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症により経営の安定に支障が生じている中小企業者・小規模事業者に対して、セーフティネット保証4号及び5号を通じた資金繰りの円滑化を図ります。
- また、全国の中小・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、売上高が減少する中小企業・小規模事業者に対して、セーフティネット保証とは更に別枠となる危機関連保証を措置します。
- これらによる中小企業・小規模事業者の経営の安定を後押しするため、信用保険を行う日本政策金融公庫の財政基盤を強化するとともに、信用保証協会の損失の一部を補填することで、信用保証協会による積極的な保証引受けを促します。

成果目標

- 新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じた中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援する。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

補助（7億円）【経産省計上】 損失補償

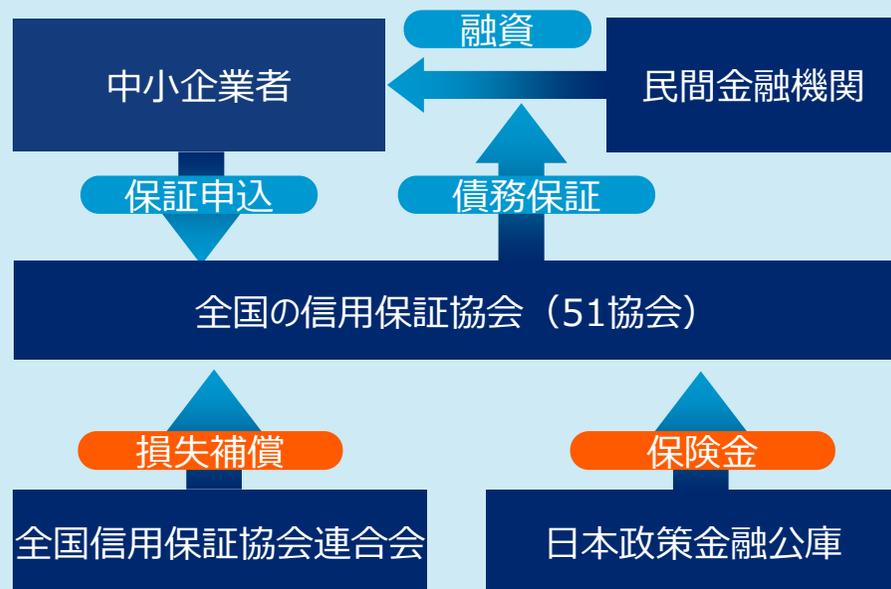


出資（47億円）【財務省計上】



事業イメージ

- セーフティネット保証4号（全国を地域指定）
保証割合：100%、保証限度額：一般保証とは別枠2.8億円、
認定要件：売上高等▲20%以上
- セーフティネット保証5号（影響を請けている業種を追加指定）
保証割合：80%、保証限度額：一般保証とは別枠2.8億円、
認定要件：売上高等▲5%以上
- 危機関連保証
保証割合：100%、保証限度額：S N保証とは別枠2.8億円、
認定要件：売上高等▲15%以上



小規模事業者経営改善資金の拡充(新型コロナウイルス対策マル経)

令和元年度予備費予算額 **2.0億円** (財務省計上)

事業の内容

事業目的・概要

- 小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の資金繰りを支援するため、新型コロナウイルス対策特枠として、以下の措置を実施します。
 - ① 貸付限度額について、別枠として1,000万円を措置
 - ② 貸付金利について、別枠1,000万円の範囲内で、当初3年間、通常の金利から▲0.9%引下げ（1.21%→0.31%）
 - ③ 据置期間について、設備資金を4年以内、運転資金を3年以内に延長

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 貸付対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上高が5%以上減少した小規模事業者です。

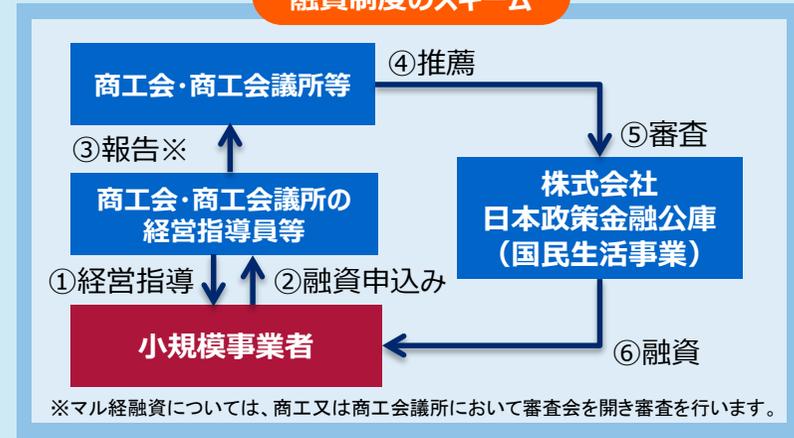
成果目標

- 本融資を通じて小規模事業者の経営改善の促進を目指します。



事業イメージ

融資制度のスキーム



貸付条件

<新型コロナウイルス対策特枠>

- 貸付限度額：別枠1,000万円
- 貸付金利：0.31%（令和2年3月10日現在）
※当初3年間、経営改善利率より▲0.9%引下げ
- 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 据置期間：設備資金4年以内、運転資金3年以内
- 担保等：担保・保証人は不要
- 経営指導：原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること

<本体枠>

- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付金利：経営改善利率 1.21%（令和2年3月2日現在）
- 貸付期間：設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 据置期間：設備資金2年以内、運転資金1年以内
（担保等は新型コロナウイルス対策特枠と同じ）

マスク等生産設備導入補助事業

令和元年度予備費予算額 **1.6億円**

商務・サービスグループ
医療・福祉機器産業室
03-3501-1562
製造産業局素材産業課
03-3501-1737

事業の内容

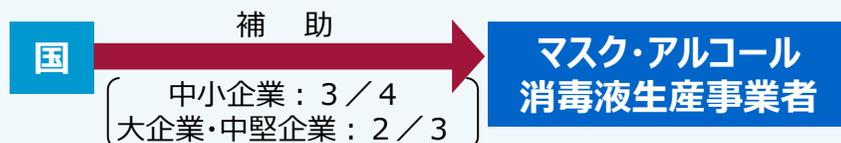
事業目的・概要

- 中華人民共和国で最初に報告された新型コロナウイルス感染症は、1月31日に世界保健機関（WHO）の緊急事態（PHEIC）宣言が発出され、日本国内でも指定感染症に指定されるなど、新型コロナウイルスによる感染症が拡大しています。
- こうした状況において、日本国内においても新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に基づき対策が講じられています。国内外におけるマスク・アルコール消毒液の需要量の高まりに伴って、更に、国内におけるマスク・アルコール消毒液の不足が生じています。
- このため、厚生労働省・経済産業省からマスク・アルコール消毒液メーカー等に対して増産要請等を行いました。マスク・アルコール消毒液の増産を速やか実現するため、更なるマスク・アルコール消毒液生産設備の導入の支援を行います。

成果目標

- マスク・アルコール消毒液メーカーによるマスク・アルコール消毒液生産設備の導入を支援することで、国内におけるマスク・アルコール消毒液の供給量を拡大し、現下のマスク・アルコール消毒液不足の状況を速やかに解消します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

事業概要

- マスク・アルコール消毒液の生産に関わる事業者が国からの増産要請等に応じてマスク等生産設備を導入しようとする場合、設備導入に係る費用の一部を補助します。

- **補助対象者**： 国からの増産要請を受けて、マスク・アルコール消毒液生産設備を導入した事業者
- **補助率**： [中小企業] 3 / 4
[大企業・中堅企業] 2 / 3
- **補助上限額**： 原則 3 千万円 / 製造ライン

※ 交付決定前に実施した事業についても遡及適用が認められる場合があります。

国内マスク供給量の推移



（資料）日本衛生材料工業連合会資料より作成

迅速ウイルス検出機器導入実証事業

(先進的医療機器・システム等技術開発事業)

令和元年度予備費予算額 **3.1億円**

事業の内容

事業目的

- 中華人民共和国で最初に報告された新型コロナウイルス感染症は、1月31日に世界保健機関（WHO）の緊急事態（PHEIC）宣言が発出され、それ以降も新型コロナウイルスによる感染症が拡大しています。
- こうした状況において、日本国内においても新型コロナウイルスの感染者が増加しており、現在、2、3時間を要しているウイルスを検出するためのPCR作業を15分程度に短縮できる検査機器の開発が急がれています。
- 産総研が開発した迅速ウイルス検出機器（GeneSoC）について、3月中に今回の新型コロナウイルスの検査に活用できるようにするため、既存のPCR機器による検査を行っている機関等に導入し、現場での実効性や操作性の確認も合わせて行い、実利用の加速化につなげます。

成果目標(最終)

- 令和2年3月中に、迅速ウイルス検出機器（GeneSoC）の利用開始を目指します。

条件 (対象行為、事業者、補助率等)

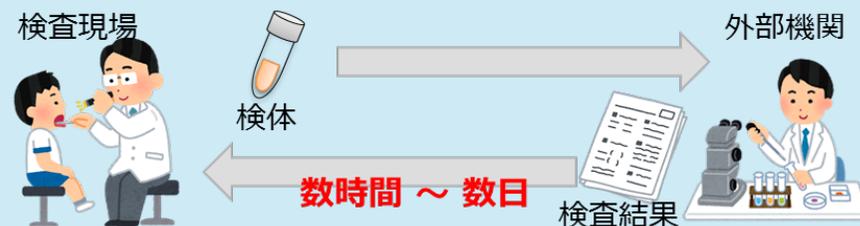


事業イメージ

機器情報



現行のPCR検査の課題



- 検査完了まで半日程度はかかるため、
 - ① 数十人の大規模検査でないと時間的に検査効率が悪い。
 - ② 結果が出るまでの間、感染疑い者の隔離が困難。⇒ 新たな手法では、多数の検体を同時に処理できるわけではないが、1人からの検査が機動的に行え、短時間で結果判明。このため、結果の迅速性が求められる場所での貢献が期待できる。

遠隔健康相談事業

令和元年度予備費予算額 **2.5億円**

事業の内容

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことを避けていただくよう、新型コロナウイルス感染症対策本部決定の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が発出されているところ。
- 他方で、感染拡大の懸念等から健康不安の解消のために医師に相談をしたいというニーズの増加に対処することが必要。このため、国民が抱える潜在的な健康不安に対処できるよう、遠隔で効率的に医療者が相談に乗ってくれる窓口（健康相談窓口）の設置が必要。
- 本事業では、民間企業による遠隔での健康相談事業を強化することで、健康不安を相談する窓口として利活用いただく環境を整備する。

成果目標

- 年度内において、民間事業者において医師を確保し、1日5000件程度の健康相談を受けつける体制を整備する。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



委託



民間企業等

事業イメージ

民間事業者等によるSNS等を活用した遠隔健康相談委託事業

- 民間企業においては、医師を確保したうえでSNSを活用し、自宅等で24時間、医師等に対して健康相談が可能なサービスを実施している。
- 現在、新型コロナウイルスの感染拡大等への不安から、様々な健康不安への対応ニーズが増加することが想定される。
- このため、民間事業者等のサービスを拡充し、健康相談を受け付ける体制を構築することで、国民の健康不安に寄り添う体制の構築をする。

